

特定健診(メタボ健診)の結果、“要指導”の方へ

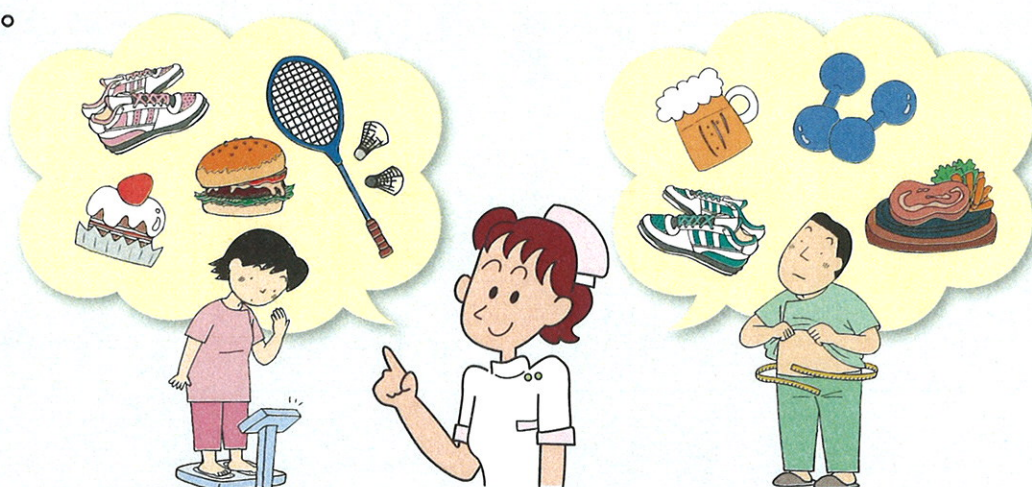
特定保健指導を受けましょう

平成21年7月1日より実施いたします

平成20年度より特定健康診断(メタボリックシンドロームに着目した健診)がスタートするとともに、健診の結果により生活習慣病のリスクの高い方が受診する特定保健指導がスタートしました。該当者には加入する健康保険組合等より受診券が発行されますので、是非当院へお申し込みください。

当院では医師・管理栄養士・リハビリテーション療法士等がメタボリックシンドロームを解消できるように生活習慣を変えるサポートをします。

また生活習慣病予防を目的とした保健指導を希望する方は、別途申し込みを受け付けておりますので、是非お申し込み下さい。



浜松労災病院 勤労者医療総合センター

お問い合わせ・予約窓口は
勤労者予防医療部・健診係 電話(053)462-1211 (内線 3072)